

OFAMICによるモニタリング結果の公表

飼料中の放射性セシウムのモニタリング結果

(平成23年12月末日現在)

	試験点数	暫定許容値以下の点数	暫定許容値を超過した点数	備考
配合飼料計	62	62	0	
養殖魚用以外	58	58	0	青森(11)、岩手(5)、宮城(4)、茨城(22)、栃木(3)、群馬(8)、埼玉(1)、千葉(1)、新潟(2)、静岡(1)
養殖魚用	4	4	0	群馬(1)、千葉(2)、静岡(1)
単体飼料等計	10	10	0	岩手(1)、宮城(1)、山形(1)、福島(1)、栃木(3)、群馬(1)、千葉(1)、静岡(1)
合計	72	72	0	

- 注1: 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野及び静岡の各都県における、飼料中の放射性セシウム(放射性セシウム134と放射性セシウム137の合計量)について、簡易型ガンマ線スペクトロメータにより、暫定許容値に対する超過の程度を測定した結果です。
- 2: 「暫定許容値を超過した点数」は、養殖魚用配合飼料にあつては、製品1キログラム当たり100ベクレル、養殖魚用配合飼料以外の配合飼料及び単体飼料等にあつては、製品1キログラム当たり300ベクレルを超過したものの点数です。
- 3: 単体飼料等には、混合飼料を含みます。
- 4: 備考欄は、飼料を採取した都県名、都県別の試験点数を記載しています。
- 5: 暫定許容値を超過したものは、備考欄にゲルマニウム半導体検出器による放射性セシウムの測定値(製品1キログラム当たりベクレル)を記載しています。